

石川県公報

令和 3 年 5 月 21 日 (金曜日)

号 外

(第 35 号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則</p> <p>1</p>	<p>○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>11</p>
---	--

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

ニ 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の本庁				課長補佐 主幹	
事務部の事務局		学芸主任	担当課長 専門員	課長	
歴史博物館		学芸主任	学芸主幹 学芸主査 専門員		
リハビリテーションセンター				主幹	
保健環境センター			主任研究員	部長 副部長 研究主幹	次長
白山自然保護センター			主任研究員	次長 研究主幹	
工業試験場			主任研究員 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 研究主幹	次長
九谷焼技術研修所			研究員	次長	
農林総合研究センター			主任研究員	副場長 部長 研究主幹	場長 次長 副場長 部長 能登畜産センター所長
水産総合センター			事業所長	事業所長 内水面水産センター所長 部長 研究主幹	所長 次長

「地域官

地域交通官 に改め、別表第二二の表からトの表までを次のように改める。

交通官 」

別表第二一の表警察の部本部の項中 通信指令官 を 「小隊長
通信指令官
検視官 」 に改め、同部警察署の項中 「地域官
交通官」 を 「小隊長
隊長 」

共通	技師 学芸員					
警察	研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官		

ホ 医療職給料表(一)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局		主幹	主幹		参事 部次長 室次長 部長 次長
県総合事務所					
リハビリテーションセンター					
こころの健康センター					所長
中央病院				母子医療センター部長	母子医療センター長 母子医療センター部長
共通		医員	医員		

ヘ 医療職給料表(二)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局							担当課長 課長補佐 部次長 課長 専門員	課長 課参事 部次長
県総合事務所						主幹		
保健福祉センター						主幹	次長 部次長 担当課長 主幹	課長

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二イの表、への表及びトの表中「融接融接」を「いひひの融接」に改める。

別表第九及び別表第十中「高松病院」を「こころの病院」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年石川県条例第八号）の施行の日から施行する。
- 2 第一条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「財政課主幹」の下に「(予算編成作業を担当する者に限る。)」を加える。

別表第二農林総合研究センターの項中「砂丘地農業研究センター担当課長」の下に「、総務課長、林業試験場担当課長」を加え、同表ダム管理事務所の項中「所長」の下に「、担当課長」を加え、同表備考3中「及び生涯学習センター」を「、生涯学習センター、林業試験場及びダム管理事務所」に改める。

第二条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第二高松病院の項及び備考3中「高松病院」を「こころの病院」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年石川県条例第八号）の施行の日から施行する。
- 2 第一条による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

